



2009～10 年度
国際ロータリー会長

ジョン・ケニー

Weekly Report Niigata



ロータリーの未来は
あなたの手の中に

2009～2010 年度 国際ロータリーのテーマ



2009～10 年度
新潟ロータリー会長

小林 敬直

新潟 RC 2 月第 3 例会 (2010.2.16) No.2836

(1) ロータリーソング「我らの生業」斉唱

(2) 小林 敬直会長挨拶

最近の宗教事情

2009/9/12 週間ダイヤモンド

かつて、法の華三法行という宗教法人が強引な手法で信者一人から数百万円をむしり取るようなことを繰り返し、1000億円以上を集めたといわれています。1999年に強制捜査を受け、2000年に教祖の福永法源らが逮捕されました。いまやこの手はやりません。宗教法人による集金モデルの低額化と明示化が進んでいるのです。わかりやすいえば、一人から100万円ではなく、100人から1万円を集めるように変わりつつあるのです。

たとえば、巨大な資金力で知られる真如苑の会費は毎月わずか200円だし、宗教行為で霊的なカウンセリングの一種である「接心」は1回1000円。500円の学生割引もあるほどです。

また、幸福の科学の収益源の一つは大川隆法総裁の著作です。一冊当りの値段は1000～2000円。しかし、それが何百万、何千万という単位で売れると、塵も積もれば山となるで膨大な金額になります。しかも、本には定価が明示されており、それ以上むしり取られることはないという安心感もあります。

現在、勢威を誇っている宗教法人は例外なく「広く薄く」を志向しています。

もう一つ、低額化・明示化の背景にあるのは「宗教離れ」です。

オウム真理教の地下鉄サリン事件以降、宗教のイメージは概してよくありません。ある宗教ジャーナリストは日本人の宗教観の変化を、「ひと昔前なら“宗教好きの宗教団体嫌い”だったが、今は“不思議大好き宗教嫌い”に変化した」と表現しています。

宗教に取って代わろうとしている「スピリチュアル」(霊性)はまさしく不思議の世界です。スピリチュアルマーケットなどと呼ばれるイベントが、毎月どこかの主要都市で開催されており、ある主催団体は昨年一年で10万人を集めました。

一部の新宗教は、信者が集う共同作業で連帯感を強めてきました。しかし、最近ではそうした濃密な関係はうつつうしく思われています。スピリチュアルマーケットなら、客は金銭を支払って「癒やし」を得たら、立去ればいいのです。強引な勧誘と脱退に際しての強引な引きとめもありません。

信仰や癒やしですら、現代ではコンビニ化されているのです。既存の伝統宗教や新宗教はスピリチュアル商法に信者を奪われないかと危機感を持っている。それほど、宗教離れとスピリチュアルの勢いは加速しています。

将来的には、スピリチュアルの要素を取り入れた「コンビニ宗教」が登場するかもしれません。既存の宗教もうかうかしてはられません。

(3) 柳瀬泰晴君退会挨拶

(4) 竹石 松次さんへ米山功労者第3回マルチプル感謝状贈呈

(5) 樋熊紀雄会長エレクトより細則改正の発議出席会員の3分の2以上の賛成と認め可決

(内容は裏面に記載)

(6) 委員会報告

宇尾野 隆青少年交換副委員長

ブラジルへ留学中の塚田治幸君のレポート披露
地区夏期交換学生募集要項

竹石 松次会員増強委員長

本日現在の会員数は83名です。70周年迄に90名を目指しますのでご尽力の程お願い致します。

(7) 幹事報告(石井 和弘幹事)

・2010 年度国際ロータリー年次大会『モンリオール大会』の件(第二次締切日 3/25(最終)・2/28 迄に JTB 長岡支店へ FAX 申込)

・例会終了後70周年歴史編纂委員会主催の座談会を開催致します。

(8) 卓話「ロータリーとCOP10」

鈴木造園 代表取締役 鈴木 重孝 氏
(長岡ロータリークラブ)

2月23日の例会予定

新潟市内7RC 合同例会

ホームページを更新致しました!

新潟ロータリークラブ ホームページアドレス

<http://www.niigatarc.jp/>

新潟ロータリークラブ創立70周年記念式典
2010年4月23日(金)

新 潟

新潟ロータリークラブ細則改正について発議

会長エレクト 樋熊 紀雄

1. 副幹事の位置づけ：ロータリークラブ会員として、クラブ定款・細則に触れクラブ運営に関わることは大切である。幹事の任務は多様であり、複数で任務を遂行した方が負担の面、効率の面で良いと考えられる。副幹事の任務は、幹事の任務を補佐し、幹事不在時には代行することである。しかしながら、役員・理事として位置づけが決まっていないのが現状です。役員とするには、定款に反することなので、理事としてクラブ運営に参加していただきたいこと。
2. 新世代奉仕は、プロジェクトであることから、この奉仕部門は、4 大奉仕部門に移し、委員会活動を行なう。そのために新世代奉仕を大委員長から削除し、理事は副幹事を含め5名とする。
3. 副会長の任務として、これまでに取り扱われてきたクラブ奉仕 A 大委員長を副会長の任務として明文化する。
4. 直前会長は、理事ではなく、理事会の構成員であること。

以下改正案を示します。アンダーライン部分が改正箇所です。

第1条 次々年度会長、及び次年度役員、次年度理事の選挙

第2節 次々年度会長、及び次年度役員・次年度理事選出の公示会長は、年次総会の 4 週間前の例会において、会員に対して次々年度会長、次年度の4名の役員、すなわち副会長、幹事、会計、会場監督と次年度5名の理事を選出することを公示する。

第2条 理事会

第1節 理事会の構成

本クラブの管理主体は、本クラブの会員 12 名によりなる理事会とする。すなわち、本細則第 1 条第 1 節から第 4 節に基づいて選ばれた会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督の 6 名の役員と、5 名の理事に直前会長を加えた 12 名で次年度理事会を構成する。

第3条 役員の任務

第3節副会長

会長不在の場合は本クラブの会合、及び理事会の会合において議長を務め、クラブ奉仕 A の職務を兼務し、その他通常その職に付随する任務をもって副会長の任務とする。